

		認定審査 法第54条第1項	変更認定審査 法第55条第1項		
建築物の種類	認定の規模	技術的審査等の有無			
		適合証、住宅性能評価書あり	適合証なし	適合証、住宅性能評価書あり	適合証なし
戸建住宅	(2世帯住宅を含む)	5,000	38,000	2,500	19,000
住宅用途を含む建築物の住戸部分 (長屋、共同住宅等)	1戸(戸建てを含む)	5,000	38,000	2,500	19,000
	1戸超～ 5戸以下	10,000	66,000	5,000	33,000
	5戸超～ 10戸以下	18,000	96,000	9,000	48,000
	10戸超～ 25戸以下	31,000	140,000	15,500	70,000
	25戸超～	52,000	203,000	26,000	101,500
共同住宅の共用部分	～ 100㎡以下	10,000	111,000	5,000	55,500
住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分 及び 非住宅建築物(住宅用途を含まない建築物)	～ 300㎡以下	10,000	250,000	5,000	125,000
	300㎡超～	31,000	412,000	15,500	206,000
モデル建物法	～ 300㎡以下	10,000	91,000	5,000	45,500
	300㎡超～	31,000	158,000	15,500	79,000

【手数料算出方法】

認定は、棟単位でも、建物の部分であっても可能。認定申請の区分が複数ある場合はそれぞれの手数料を合算する。

- ・住宅ならば認定の戸数、非住宅建築物ならば認定の面積に応じた手数料を徴収
- ・住宅と非住宅用途の複合建築物の場合はそれぞれの手数料を合算して徴収

「住宅性能評価書」については、断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示した設計住宅性能評価書をいう。